

枚方市子ども・子育て支援事業計画概要版

1. 計画策定の趣旨

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定されました。平成27年度から『子ども・子育て支援新制度』に移行します。

対応

- 「枚方市子ども・子育て支援事業計画」は、枚方市新子ども育成計画（後期計画）を引き継ぐとともに、新制度の目的や意義を踏まえ、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。
- 計画期間は平成27年度から平成31年度までの5年間とします。
- 次世代育成支援対策推進法が10年延長されたことに伴い、本計画を市町村行動計画として位置付けます。

2. 現状と課題

①子どもと子育て家庭を取り巻く環境変化

- 少子・高齢化・核家族化の進行、出生数・出生率の低下
- 女性（25～39歳）の就業率の増加
- 保育所の待機児童の発生
- 延長保育、一時預かり、ショートステイの利用増
- 家庭児童相談件数の増加（虐待、友達関係等）

②後期計画の進捗状況の把握と評価

- 後期計画の評価（継続・推進等の取り組みが9割以上）
- 土曜日の居場所づくり、子どもたちの自主的な文化活動の促進
- 保育所（園）の老朽化対策、幼稚園教育の充実、基礎学力の向上
- 妊産婦の健康診査受診や乳幼児への予防接種の促進、未熟児等の保健事業の推進、地域子育て支援拠点や一時預かり事業の拡大等
- 留守家庭児童会室における受け入れ体制整備
- 保育所の待機児童の解消
- 虐待やいじめの防止、体罰の根絶、ひきこもりや不登校等への相談

③新制度への対応

- 質の高い、幼児期の教育・保育の総合的な提供
- 保育の量的拡大・確保（新たに幼保連携型認定こども園の普及や小規模保育事業の実施など）
- 地域における子ども・子育て支援の充実（一時預かり事業や放課後児童健全育成事業の拡大など）

④ニーズ調査の結果

- 就学前児童の母親の就労は約50%、小学生は約60%
- 子育てを楽しんでいると感じる71.3%、つらいと感じる1.8%、どちらでもない23.7%
- 幼稚園におけるほぼ毎日の預かり保育利用の割合は12.3%
- 留守家庭児童会室を利用している方の小学5年生以降の利用希望は、児童が高学年になるにつれて低い傾向にある

3. 計画の基本理念

少子化や核家族化の進行、家庭と地域とのつながりの希薄化など社会状況の変化に伴い、子どもや家庭をとりまく環境が大きく変化している中で、一人ひとりの子どもが等しく笑顔でいきいきと健やかに育ち、保護者が安心して子育てができるよう『子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方』の実現を目指します。

子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方



4. 施策目標と推進方向

施策目標1 子どもの生きる力を育む環境の整備

- (1) 幼児期の教育・保育の質の向上
- (2) 小学校教育への円滑な接続の推進
- (3) 豊かな心の育成の推進
- (4) 確かな学力と健やかな身体を育む環境の充実・向上
- (5) 食育の推進
- (6) 障害のある子どもへの支援の充実

施策目標2 子どもの個性や創造性を育む環境の整備

- (1) 子どもの居場所づくりの推進
- (2) 子どものスポーツ活動の推進
- (3) 子どもの文化芸術活動の支援
- (4) 子どもの国内外交流の推進
- (5) 子どもの社会的活動の推進
- (6) 子どもに身近な自然環境の保全と環境教育の推進

施策目標3 子育て家庭にやさしい安全・安心なまちづくりの推進

- (1) 母子の健康づくりへの支援
- (2) 子どもへの医療対策の充実
- (3) 子育てに対する経済的支援
- (4) ひとり親家庭の自立支援
- (5) 安全・安心に子育てできる生活環境の整備

施策目標4 地域における子育ての相談・支援

- (1) 子育てに対する相談体制の充実
- (2) 子育てに対する支援体制の充実
- (3) 子育てに関する適切な情報提供の推進
- (4) 子育て中の社会参加支援

施策目標5 子育てと仕事の両立支援

- (1) 多様な保育サービスの充実
- (2) 放課後児童対策の充実
- (3) 男女共同子育ての推進

施策目標6 子どもの人権擁護の推進

- (1) 人権教育の推進
- (2) 子どもへの虐待のないまちづくりの推進
- (3) いじめ・不登校などへの対応
- (4) 子どもを取り巻く有害環境対策などの推進

5. 目標事業量

量の見込みと確保方策を示しています。なお、量の見込みと確保方策が異なる場合のみ、()で確保方策を示しています。

		第1年度 (H27年度)	第2年度 (H28年度)	第3年度 (H29年度)	第4年度 (H30年度)	第5年度 (H31年度)
①教育・保育 (人)	1号	6,121 (7,127)	5,848 (7,127)	5,576 (7,127)	5,417 (7,127)	5,296 (7,127)
	2号※	4,276 (4,332)	4,276 (4,452)	4,276 (4,452)	4,163 (4,464)	4,051 (4,464)
	3号	3,149 (3,022)	3,149 (3,156)	3,149 (3,156)	3,041 (3,164)	2,934 (3,164)
②時間外保育事業(人)		2,307	2,307	2,307	2,238	2,169
③放課後児童健全育成事業(人)		3,810 (3,319)	3,810 (3,323)	3,810 (3,596)	3,810 (3,810)	3,766 (3,766)
④子育て短期支援事業(人日)	ショートステイ	910	940	980	1,010	1,050
	トワイライトステイ	50	50	50	50	50
⑤一時預かり事業(人日)	幼稚園	161,537	157,296	153,071	148,844	145,225
	上記以外	26,353 (54,900)	25,450 (54,900)	24,555 (54,900)	23,644 (54,900)	23,178 (54,900)
⑥地域子育て支援拠点事業(人日、か所)		76,700 13	76,700 13	76,700 13	76,700 13	81,200 16
⑦病児保育事業(医療機関併設型)(人日)		3,450 (6,900)	3,450 (6,900)	3,450 (6,900)	3,350 (6,900)	3,260 (6,900)
⑧子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(人日)		2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
⑨利用者支援に関する事業(か所)		1	1	1	1	1
⑩妊婦健康診査事業(回、か所(市内受診施設数))		38,000 13	36,700 13	35,400 13	34,100 13	33,400 13
⑪乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業等(人、訪問員数(人))		3,055 50	2,950 50	2,846 50	2,741 50	2,688 50

補足説明 1号：3～5歳児で保育の必要性なし、2号：3～5歳児で保育の必要性あり（※共働きの場合は幼稚園利用の場合を含む）、3号：0～2歳児で保育の必要性あり